



## 専門委員会にかかわる内規

平成 26 年 3 月 19 日 第 6 回理事会報告

### (目的)

第 1 条 本内規は、専門委員会規程（0402）第 4 条に基づき、各専門委員会の設置、改廃および運営を円滑におこなうために定めるものである。

### (設立)

第 2 条 専門委員会設立の際は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）所定の

(1) 設立申請書

(2) 予算申請書

を関連部会の上承を得て企画委員会へ提出し、企画委員会および理事会の上承を得ることとする。

### (運営)

第 3 条 専門委員会の運営は、主査が統括する。また、幹事は主査を補佐する。

2 運営状況を企画委員会へ報告する。

### (委員の交代)

第 4 条 主査と幹事、委員の任期途中の交代は、原則として認めない。ただし、交代を必要とする場合は、企画委員会の承認を得ることとする。

### (運営費用)

第 5 条 専門委員会の運営費用は、以下とする。

(1) 特別専門委員会：原則として、外部機関からの受託金または補助金による。

(2) 研究専門委員会：本会負担とし、年間 10 万円を限度とする。

(3) 調査専門委員会：本会負担とする。

### (設置期間の延長)

第 6 条 専門委員会の設置期間を延長する際は、企画委員会および理事会の上承を得ることとする。

2 延長の際、委員は原則として更新する。ただし再任は妨げない。

3 研究専門委員会の設置期間は原則として 2 年であるが、期間延長は 1 回までできる。ただし、延長の理由によっては予算が減額されることがある。

### (会議の開催)

第7条 専門委員会の会議は、年4回以上の開催とし、主査より招集される。会議には、幹事会、メール審議が含まれても良い。

2 会議の開催案内、開催報告は、企画委員会へ送付する。開催報告は、本会ホームページ等に掲載する。

(セミナー等の開催)

第8条 専門委員会がセミナー等を開催する場合には、関連部会の了承を得て企画委員会に申請し承認を得る。了承・承認にあたっては、開催主体の確認に加え、学会事業としての透明性・客観性が担保されるようなプログラム構成となっているかについて判断する。

2 収支を伴うセミナー等を開催する場合には、収支見通しを添付して企画委員会に申請し承認を得る。また、セミナー終了後は速やかに企画委員会へ収支を報告する。セミナー等開催で生じた余剰金および欠損金の取り扱いについては、「事業活動に伴う本部管理費、貸付金、余剰金および欠損金に関する規程」(0303)に準ずる。

(成果報告書の作成)

第9条 成果報告書(CD-ROM等ディスクが原則)の作成を希望する場合は、企画委員会の承認を得て、理事会へ報告することとする。

(改定)

第10条 本内規の改定は、企画委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

1 この内規は平成22年11月10日から施行する。

2 改定履歴

①平成22年11月10日 第4回企画委員会制定

②平成24年2月13日 第6回企画委員会改定

③平成26年3月14日 第7回企画委員会決定、平成26年3月19日 第6回理事会報告

附則

1 平成26年3月14日決定の内規は、理事会報告の日から施行する。